

令和7年度 栗山町中小企業等向け省エネルギー診断費用補助金 交付マニュアル

町では、二酸化炭素排出量の削減を促進するため、省エネルギー診断を受診する栗山町内の中小企業者等を対象に、診断機関に支払う費用の自己負担分を補助金として交付します。

1 補助対象事業

令和 7 年度に栗山町内に所在する事業所において実施する下記の「省エネルギー診断」のいずれかを受診申し、省エネルギー診断を受ける者。

対象となる「省エネルギー診断」

以下の省エネルギー診断事業を対象とします。

診断内容や金額など詳しい内容については、それぞれの事業を確認してください。

診断名	診断機関	URL	QR コード
省エネ診断 (下記のいずれか) ・ウォークスルー診断 ・IT 診断	各 登 録 診 断機関	https://shoeneshindan.jp/	
省エネ最適化 診断	一 般 財 団 法 人 省エ ネルギーセ ンター	https://www.shindan-net.jp/	

2 補助対象経費と補助金の額

補助対象経費	補助金額
省エネルギー診断機関に支払う費用 (消費税及び地方消費税、印紙税等の税金及び口座振込手数料は補助対象経費から除く)	省エネルギー診断受診費用の全額 (上限 30,000 円)

3 補助対象者 次の①～④のすべてに該当する者

- ① 町内に事業の用に供する工場、事務所その他の事業場を有する中小企業等(中小企業者のほか、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等も含みます)。
- ② 上記事業場において、引き続き1年以上事業を営んでいること。
- ③ 町税等の滞納がないこと
- ④ 栗山町暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

4 申請手続き

(1)申請受付

申請は、先に省エネ診断機関への省エネルギー診断の申込を行い、令和 7 年度内に診断を実施することが決定してから、申請してください。交付決定は、予算の範囲内での、先着順となります。

※各省エネルギー診断機関ごとに、診断内容、公募期間、診断実施期間などが異なりますので、それぞれのホームページ等でご確認ください。

(2)申請方法

栗山町環境生活課に下記提出書類を持参してください。

(3)提出書類

- ①省エネルギー診断費用補助金交付申請書(様式第1号)
- ②誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③町内で事業を営んでいることが確認できる書類
- ④省エネ診断を申し込んだことが確認できる書類
- ⑤申請者名義の振込先口座が確認できる書類

5 実績報告について

交付決定を受けた申請者は、省エネルギー診断の終了後、速やかに実績報告書を提出してください。実績報告提出後に補助金交付となります。

実績報告時提出書類

- ①省エネルギー診断事業実績報告書(様式第6号)
- ②診断報告書の写し
- ③診断費用に支払いを証する書類(領収書の写し等)

<申請・問い合わせ先>

〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地
栗山町環境生活課ゼロカーボン推進担当
電話:0123-76-7065 FAX:0123-72-8855